

議第6号

令和7年度県立特別支援学校における学科改編について

令和7年度県立特別支援学校における学科改編については、別紙のとおりとする。

令和6年3月19日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

<根拠法令>

学校教育法

第3条 学校を設置しようとする者は、学校の種類に応じ、文部科学大臣の定める設備、編制その他に関する設置基準に従い、これを設置しなければならない。

(別紙)

令和7年度県立特別支援学校における学科改編について

1 令和7年度学科の設置等

- 岐阜県立岐阜聾学校の高等部専攻科課程において、情報処理科の募集を停止し、ビジネス科を設置する。

2 実施時期

- 学科改編の実施時期は、令和7年4月1日とする。